表３　平成21／22年の主食用米等の需給見通し

（単位：万トン）

		全体需給	うち政府備蓄米
平成21年６月末在庫	A	298	86
平成21年産主食用米等生産量	B	831	30
平成21／22年主食用米等供給量計	C＝A＋B	1,129	116
平成21／22年主食用米等需要量	D	821	30
平成22年６月末在庫	E＝C－D	308	86

第３　米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項

国が行う備蓄は、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、６月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として保有することとしております。

また、平成21／22年の政府備蓄米については、需給見通し上、回転備蓄を前提として、その適正かつ円滑な運営を図る観点から、実際の販売数量が計画を下回ることが見込まれた場合、計画と販売見込数量との差について、その相当数量を政府買入数量から減じることとします（備蓄運営ルール）。

第４　米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項

米穀の輸入数量及びその種類別の数量については、ＷＴＯ農業交渉において新たな合意ができるまではアクセス数量は平成12年度の水準が維持されることから、77万玄米トンを予定します。

ＳＢＳ（売買同時契約）方式による輸入については、10万トンを予定します。

第５　平成22年産米における都道府県別の生産数量目標（需要量に関する情報）について

第２の２のとおり、全国の平成22／23年の需要見通しが813万トンと想定されることから、全国の平成22年産米の生産数量目標についても同様、813万トンと設定します。

また、都道府県別の生産数量目標については、従来から、全国の生産数量目標を基に各都道府県ごとの過去６年の需要実績中、中庸４年分の平均値のシェアで算出することを基本としておりますが、生産調整の目標達成県と目標未達成県の不公平感を是正するため以下の調整を図ります。

①　平成21年産米の目標達成県については、当該県の生産数量目標の減少率が全国の生産数量目標の減少率（99.8%）を下回らないこと

②　①により調整した数量については、平成21年産米の目標未達成県のうち生産数量目標が増加する県から控除すること

一般船舶保障契約証明書の失効について

次の一般船舶保障契約証明書は、滅失したことにより船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の六において準用する第十七条第四項に基づく再交付を行なったので、当該一般船舶保障契約証明書が左記に記載の失効年月日以降無効となったことを同法施行規則第十三条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十一年十二月七日　　神戸運輸監理部長　関元　貫至

一般船舶保障契約証明書番号	船名	船舶番号又は信号符字	国籍	交付年月日	失効年月日
ＫＢ09―0100	ＰＲＯＦＥＳＳＯＲ　ＶＯＳＫＲＥＳＥＮＳＫＩＹ	ＵＧＳＶ	ロシア連邦	平成二十一年二月十八日	平成二十一年十一月十一日

国土調査の結果の認証の公告

沖縄県が行った国土調査の結果作成された次の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により平成二十一年十一月十六日付けをもって認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十一年十二月七日

国土交通大臣　前原　誠司

沖縄県那覇市（首里石嶺町二丁目の一部）の地籍図及び地籍簿

沖縄県那覇市（首里久場川町二丁目）の地籍図及び地籍簿

公　告

諸　事　項

工場財団

山口県下関市本町三丁目１番１号**山口合同ガス株式会社**の工場財団に山口県下関市本町三丁目１番１、１番２、１番３、29番８、472番１山口合同ガス株式会社下関工場、山口県防府市大字浜方字大浜二の枡473番２山口合同ガス株式会社防府供給所、山口県周南市大字徳山字久米ケ後355番４、同所字久米ケ岡425番13山口合同ガス株式会社周南供給所、山口県周南市大字栗屋字茅崩124番、125番山口合同ガス株式会社旧大華工場、山口県周南市小川屋町4979番２山口合同ガス株式会社新南陽供給所、山口県山口市大字大内御堀字中村1705番山口合同ガス株式会社山口供給所、山口県山陽小野田市大字小野田字末広7525番32山口合同ガス株式会社新小野田工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出てください。

平成21年12月７日

山口地方法務局下関支局

港湾運送事業財団

横浜市中区本町五丁目49番地**株式会社八楠**の港湾運送事業財団に千葉県市原市八幡海岸通２番地３株式会社八楠千葉港市原市沿岸の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成21年12月７日

千葉地方法務局市原出張所

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成21年11月25日から３か月の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成21年12月７日

東京法務局長　山舗弥一郎

記

氏名　髙橋　　弘

所属する司法書士会　東京司法書士会

登録番号　東京第3601号

事務所の所在地　東京都渋谷区初台１丁目51番１号初台センタービル401号室

違反行為　会則違反等

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第１号の規定に基づき、平成21年11月25日に戒告の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成21年12月７日

東京法務局長　山舗弥一郎

記

氏名　森　　秀夫

所属する土地家屋調査士会　東京土地家屋調査士会

登録番号　東京第6376号

事務所の所在地　東京都国分寺市西恋ヶ窪二丁目２番地５

違反行為　会則違反等

土地家屋調査士法人懲戒処分公告

下記の土地家屋調査士法人については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第43条第１項第１号の規定に基づき、平成21年11月25日に戒告の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成21年12月７日

東京法務局長　山舗弥一郎